

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く） 令和８年度第１四半期分

整理 番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	平野工場１号炉ボイラー設備緊急復旧 工事	清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング (株)	5,500,000	令和8年4月6日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号及び 第５号	K 6 , K 9
2	舞洲工場粗大ごみ搬送設備緊急復旧 工事	清掃施設工事	舞洲工場	カナデビア（株）	2,475,000	令和8年4月6日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号及び 第５号	K 6 , K 9
3	舞洲工場ホイスト式天井クレーン修繕	機械器具設置工 事	舞洲工場	東洋ホイスト（株）	907,500	令和8年4月21日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	K 6
4	東淀工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	東淀工場	カナデビア（株）	525,250,000	令和8年4月22日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	K 6
5	舞洲工場１号炉ボイラー設備緊急復旧 工事	清掃施設工事	舞洲工場	カナデビア（株）	27,500,000	令和8年5月7日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号及び 第５号	K 6 , K 9
6	舞洲工場低速回転式せん断破碎機緊 急復旧修繕	清掃施設工事	舞洲工場	カナデビア（株）	1,980,000	令和8年5月7日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号及び 第５号	K 6 , K 9
7	舞洲工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	カナデビア（株）	484,110,000	令和8年5月11日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	K 6
8	舞洲工場破碎設備整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	カナデビア（株）	158,994,000	令和8年5月11日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	K 6
9	西淀工場１号炉ボイラー設備緊急復旧 工事	清掃施設工事	西淀工場	(株) タクマ	5,335,000	令和8年5月12日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号及び 第５号	K 6 , K 9
10	北港処分地 廃水処理施設整備工事	清掃施設工事	北港処分地	(株) タクマ	15,950,000	令和8年5月27日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	K 6
11	西淀工場２号炉ボイラー設備緊急復旧 工事	清掃施設工事	舞洲工場	(株) タクマ	4,939,000	令和8年6月1日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号及び 第５号	K 6 , K 9
12	東淀工場クレーン設備整備工事	機械器具設置工 事	東淀工場	(株)天満電機産業	8,807,480	令和8年6月9日	地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号	K 6

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和８年度第１四半期分

整理 番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
13	西淀工場計装設備整備工事	電気工事	西淀工場	富士電機（株）	28,050,000	令和8年6月9日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	K 6
14	舞洲工場クレーン設備整備工事	機械器具設置工事	舞洲工場	富士ホイスト工業（株）	18,480,000	令和8年6月12日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	K 6
15	西淀工場１号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事	清掃施設工事	西淀工場	（株）タクマ	11,990,000	令和8年6月15日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号及び第５号	K 6， K 9
16	西淀工場２号炉機械設備ほか緊急復旧工事	清掃施設工事	西淀工場	（株）タクマ	9,075,000	令和8年6月22日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号及び第５号	K 6， K 9
17	西淀工場クレーンバケット整備工事	機械器具設置工事	西淀工場	（株）福島製作所	13,530,000	令和8年6月23日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 1 号炉ボイラー設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

J F E エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

平野工場のボイラー設備は、ごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

本設備については定期的な点検整備を行っているが、ボイラー設備の一部であるエコノマイザの故障が発生し、焼却炉の運転が不可能な状態となり、また復旧は直営では対応困難な故障内容であった。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、故障が発生し炉の運転ができなくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い、炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障が出る可能性がある。

そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあり、早急な復旧が必要となる。なお、今回は設備を稼働させるために必要な最低限の復旧工事であり、別途定期整備工事で残部の整備工事を行う予定である。

本設備は、J F E エンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事は、設備の特質を理論的、経験的に十分把握している必要があるため、設備を施工した事業者以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体においても、一貫した責任と性能に係る保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは、本設備を設計、施工した J F E エンジニアリング株式会社のみである

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 0 6 - 6 7 0 7 - 3 7 5 3)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場粗大ごみ搬送設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

今回復旧工事を行う低速回転式せん断破碎機供給コンベヤは、一般廃棄物を処理する施設のうち可燃性粗大ごみを破碎機に搬送するコンベヤである。今回、本設備の運転中に、供給コンベヤの駆動側軸受の不良に伴い、設備を緊急停止したことにより、運転が不可能な状況となったため、速やかな機能回復を行う必要がある。

当工場の破碎設備については定期整備を計画的に行っており、故障が発生し破碎設備の運転が出来なくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い、運転を再開しなければ、粗大ごみピットの貯留容量及び粗大ごみを集積するヤード容量が限界を超え、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため、早急な復旧が必要となる。

当工場の破碎設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場
(電話番号 06-6453-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場ホイス式天井クレーン修繕

2 契約の相手方

東洋ホイス株式会社

3 随意契約理由

当工場のホイス式天井クレーンは、蒸気タービン等の発電設備の整備作業の際に重量物の荷揚げ、移動等を行うために使用している設備である。

今般、本設備において、給電ケーブルの絡まりのほか、走行ブレーキの作動に不具合が生じていることから、修繕を行うものである。

本設備は、東洋ホイス株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については本設備が有する特質を理論的に把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した東洋ホイス株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備である。

本設備は24時間連続で稼働しており、構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、本工事は消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

本設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場 1 号炉ボイラー設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

舞洲工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

本設備については定期的な点検整備を行っているが第 1 煙道前面壁と第 1 仕切壁第 1 煙道側より水漏れが発生し、炉の運転が不可能な状況となっている。まずは直営での作業を検討したが、水漏れ個所が炉内の危険な高所での水漏れであり、専門的な補修を行う必要があるため対応が困難な内容であった。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、故障が発生し炉の運転が出来なくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性がある。そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急な復旧が必要となる。なお、今回は設備を稼働させるために必要な最低限の復旧工事であり、別途整備工事で残部の整備工事を行う予定である。

本設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 0 6 - 6 4 6 3 - 4 1 5 3)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場低速回転式せん断破碎機緊急復旧修繕

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

舞洲工場破碎設備の低速回転式せん断破碎機は、可燃性粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という。）を受入、処理、排出するにあたり、粗大ごみを粉碎する装置である。

今回、本設備の運転中に、取付けボルトの緩み及び一部の破碎刃に脱落が確認されたことから設備を緊急停止し、運転が不可能な状況となったため、速やかな機能回復を行う必要がある。

故障により、粗大ごみ処理が長期間不可能になると、粗大ごみピットの貯留容量及び粗大ごみを集積するヤードが限界に達し、ごみの受け入れが不可能となる。

以上のことから、ごみ処理事業の円滑な運営や、構成市のごみの収集業務にまで支障を及ぼす恐れがあることから、緊急に修繕を行うものである。

本設備は、カナデビア株式会社における独自の技術により設計・施工されたものである。修繕にあたっては、本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、設計・施工した会社以外では対応が不可能である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場 （電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

本設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場
(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場破碎設備整備工事

2 契約相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う破碎設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの破碎処理を行う施設の設備である。

設備を構成する機器や部材は機械的な運動により損耗しやすい状況の下、本工事は消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、破碎能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の本設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場 1 号炉ボイラー設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

西淀工場のボイラー設備は、ごみを焼却する際に発生する高温の排ガスから熱回収することで高圧蒸気を発生させ、蒸気タービン発電機による発電や周辺地域への熱供給などに用いる焼却設備の重要な構成設備である。

本設備については、定期的な点検整備を行っているが、今回は燃焼室および節炭器で突発的な故障が発生した。この不具合を解消しなければ、1号炉の運転が不可能な状況となり、直営での復旧も検討したが整備技術面での対応が困難な内容であった。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、故障が発生し炉の運転ができなくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い、炉の運転を再開しなければ、ごみの収集業務に支障が出る可能性がある。

そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあり、早急な復旧が必要となる。なお、今回は設備を稼働させるために必要な最低限の復旧工事であり、別途定期整備工事で残部の整備工事を行う予定である。

本設備は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事は、設備の特質を理論的、経験的に十分把握している必要があるため、設備を施工した事業者以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体においても、一貫した責任と性能に係る保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは、本設備を設計、施工した株式会社タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号 0 6 - 6 4 7 2 - 3 0 0 0)

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水処理施設整備工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う北港処分地の廃水処理施設は、最終処分場における浸出水を公共用水域へ放流できる水質まで処理するための施設である。

施設を構成する機器や部品は海水、潮風などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、廃水処理能力及び施設の適正な維持管理を図るものである。

本施設は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分に把握していることが必要であり、本施設を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。

また、工事後の施設全体の性能、作動状態等について一貫した責任を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本施設を設計・施工した株式会社タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大坂広域環境施設組合 施設部 施設管理課
(電話番号06-6630-3353)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場 2 号炉ボイラー設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

西淀工場のボイラー設備は、ごみを焼却する際に発生する高温の排ガスから熱回収することで高圧蒸気を発生させ、蒸気タービン発電機による発電や周辺地域への熱供給などに用いる焼却設備の重要な構成設備である。

本設備については、定期的な点検整備を行っているが、今回は燃焼室で突発的な故障が発生した。この不具合を解消しなければ、2 号炉の運転が不可能な状況となり、直営での復旧も検討したが整備技術面での対応が困難な内容であった。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、故障が発生し炉の運転ができなくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い、炉の運転を再開しなければ、ごみの収集業務に支障が出る可能性がある。

そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあり、早急な復旧が必要となる。なお、今回は設備を稼働させるために必要な最低限の復旧工事であり、別途定期整備工事で残部の整備工事を行う予定である。

本設備は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事は、設備の特質を理論的、経験的に十分把握している必要があるため、設備を施工した事業者以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体においても、一貫した責任と性能に係る保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは、本設備を設計、施工した株式会社タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

3 随意契約理由

今回整備工事を行うクレーン設備は、ごみの攪拌や焼却炉への投入、焼却処理を行った灰などを一定量積載し積み出しを行うもので、焼却工場において重要な役割を果たしている設備である。

本設備は24時間稼働しており、構成する機器や部材は機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、本工事は消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、設備の適正な維持管理を図るものである。

本設備は、株式会社天満電機産業において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社天満電機産業のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

西淀工場計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場計装設備は、一般廃棄物を処理する施設のプラント設備の一部であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する計測機器は設備の温度・圧力・流量等を測定・制御するものであり、高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受けていることから、計測機器を定期的に点検・整備を行うことにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。当工場の計装設備は、富士電機株式会社において独自の技術により一括責任で設計・施工したものである。本工事については、計装設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の計装設備を施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができない。

以上のことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

富士ホイスト工業株式会社

3 随意契約理由

当工場焼却設備のクレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーンがある。

じん芥クレーンは、ごみ貯留ピット内のごみを焼却炉内へ投入するほか、ごみの積み替えや攪拌を行う設備で、また灰クレーンは、焼却後の灰を灰搬出車両に積み込むための設備としていずれも重要な役割を担っている。

本設備が故障した場合、ごみ供給や灰搬出が出来なくなりごみ処理が不能となる。さらに故障が長期化した場合、市民生活にも支障を来すことに繋がる。

このようなことから、安定的に本設備を稼働するためには、各部点検や部品交換など定期的な整備が必要である。

本設備は、富士ホイスト工業株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的に把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場 1 号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

西淀工場のボイラー設備は、ごみを焼却する際に発生する高温の排ガスから熱回収することで高圧蒸気を発生させ、蒸気タービン発電機による発電や周辺地域への熱供給などに用いる焼却設備の重要な構成設備である。

本設備については、定期的な点検整備を行っているが、今回は燃焼室で突発的な故障が発生した。この不具合を解消しなければ、1号炉の運転が不可能な状況となり、直営での復旧も検討したが整備技術面での対応が困難な内容であった。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、故障が発生し炉の運転ができなくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い、炉の運転を再開しなければ、ごみの収集業務に支障が出る可能性がある。

そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあり、早急な復旧が必要となる。なお、今回は設備を稼働させるために必要な最低限の復旧工事であり、別途定期整備工事で残部の整備工事を行う予定である。

本設備は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事は、設備の特質を理論的、経験的に十分把握している必要があるため、設備を施工した事業者以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体においても、一貫した責任と性能に係る保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは、本設備を設計、施工した株式会社タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場 2 号炉機械設備ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

今回、緊急で復旧工事を行うのは機械設備およびボイラー設備である。機械設備である燃焼ストーカは、階段状の火格子が前後に動くことでごみと空気を効率的に接触させ安定した燃焼を行う。ボイラー設備は、ごみを焼却する際に発生する高温の排ガスから熱回収することで高圧蒸気を発生させ、蒸気タービン発電機による発電や周辺地域への熱供給などに用いる。これらは焼却設備の重要な構成設備である。

両設備については、定期的な点検整備を行っているが、今回は両設備で突発的な故障が発生した。この不具合を解消しなければ、2 号炉の運転が不可能な状況となり、直営での復旧も検討したが整備技術面での対応が困難な内容であった。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、故障が発生し炉の運転ができなくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い、炉の運転を再開しなければ、ごみの収集業務に支障が出る可能性がある。

そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあり、早急な復旧が必要となる。なお、今回は設備を稼働させるために必要な最低限の復旧工事であり、別途定期整備工事で残部の整備工事を行う予定である。

本設備は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事は、設備の特質を理論的、経験的に十分把握している必要があるため、設備を施工した事業者以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体においても、一貫した責任と性能に係る保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは、本設備を設計、施工した株式会社タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号 06-6472-3000)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

西淀工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場のクレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のクレーン設備の一部であり、じん芥クレーンバケットは焼却炉に一般廃棄物を供給し、灰クレーンバケットは一般廃棄物の処理における焼却灰を搬出するために使用するものである。

いずれも機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより、機器の性能や能力を維持しクレーン設備の適正な維持管理を図るものである。当工場のクレーンバケットは、株式会社福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した株式会社福島製作所である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)